

平成29年度保育料のお知らせ(認定こども園)

保護者のみなさまへ

保育料に関する大切なお知らせです。内容をご確認のうえ、保管をお願いします。

大阪市こども青少年局

子ども・子育て支援新制度における保育料について

認定区分については、2ページを参照ください。

平成27年度から子ども・子育て支援制度に移行し、新たな保育料制度が導入されています。

認定こども園の保育料については、大阪市が設定しています。

認定区分に応じて保育料金額表を設定しています。

同一世帯の保護者等の市町村民税額に基づく区分(階層区分)及び子どもの年齢に応じて保育料を設定しています。

2・3号認定(保育認定)の子どもについては、このほか保育必要量の区分に応じて保育料が設定されます。

幼児教育の無償化 対象の拡充(4・5歳児)

平成28年度より大阪市では、「子どもの教育・医療 無償都市大阪」をめざし、世帯の所得等に関係なく、5歳児の保育料を無償化していましたが、平成29年度からはさらに4歳児(平成24年4月2日から平成25年4月1日生まれ)まで対象を拡充します。(1号認定の方は無料、2・3号認定の方は約50%相当を軽減)

保育料以外に認定こども園に支払う必要のある経費については、無償化の対象となりません。

歳児の区分は平成29年4月1日における年齢となります。

平成29年度からの変更点

詳しくは各認定区分の「保育料金額表」をご覧ください。

平成29年度より、各認定区分の以下の世帯は保育料が改定されます。

【1・2・3号認定(全認定区分共通)】

階層区分	保育料額
第2階層 (1号認定については第3階層を含む)	2人目の保育料が無料

【1号認定(教育標準時間認定)】

階層区分	保育料額
第4階層～第9階層	ひとり親世帯等 1人目 1,700～3,000円(2人目は無料) その他の世帯 1人目 7,500～12,700円(2人目は半額)

【2・3号認定(保育認定)】

階層区分	保育料額
第3階層～第9階層 (ひとり親世帯等のみ)	1人目の保育料が階層区分に応じてさらに軽減

保育料の軽減措置について

詳しくは5～6ページをご覧ください。

次のような世帯状況にある場合は、保育料が軽減されることがあります。

1. きょうだい等がいる場合の保育料軽減(多子軽減)

園児に1号認定の方は小学校3年生、2・3号認定の方は小学校就学前までの兄・姉がいる場合は、2人目の子どもの保育料は半額程度、3人目以降の子どもの保育料は無料となります。

また1号認定の方は保育料金額表における第2階層～第9階層、2・3号認定の方は第2階層～第8A階層(ひとり親世帯等は第9階層)までの世帯については、教育・保育施設等の利用の有無、年齢にかかわらず、兄・姉が多子軽減の算定対象となります。

2. ひとり親世帯等(ひとり親、在宅障がい児(者)世帯等)の負担軽減

1号認定の方は第2階層～第3階層、2・3号認定の方は第2階層にあたるひとり親世帯等については、保育料が無料となります。また平成28年度は1号認定では第4階層～第9階層、2・3号認定では第3階層～第9階層までのひとり親世帯等については1人目の子どもの保育料は半額、2人目以降の子どもについては無料でしたが、平成29年度からは1人目の子どもの保育料が階層区分に応じてさらに軽減されます。

3. その他の保育料軽減

大阪市では未婚のひとり親の方に対して、寡婦(夫)に該当するものとみなして、保育料の軽減を行っています。その他にも、市町村民税額の変更、世帯構成員の減少、生活保護の受給開始、災害等の罹災などの場合は保育料が軽減される場合があります。

支給認定の区分について

平成 27 年度から認定こども園による教育・保育を利用するためには、居住する市町村から利用にかかる認定（支給認定）を受ける必要があります。

支給認定にあたっては、子どもの保育の必要性及び年齢に応じ、次の区分のいずれに該当するかを認定します。

1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定以外のもの
2号認定 (保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者のいずれもが労働又は疾病その他事由により家庭において保育を受けることが困難なもの
3号認定 (保育認定)	満3歳未満の子どもであって、保護者のいずれもが労働又は疾病その他事由により家庭において保育を受けることが困難なもの

また、2・3号認定（保育認定）の子どもについては、保護者の就労時間等により、次のいずれの保育必要量の区分に該当するかを認定します。

保育標準時間	1日の最大保育時間を11時間とするもの
保育短時間	1日の最大保育時間を8時間とするもの

保育料の決定・変更について

(1) 保育料の決定・変更方法について

保育料は、保護者の市町村民税額により決定しています。保育料の階層（市町村民税額に基づく保育料の区分）決定の基礎となる市町村民税額の年度は、次のとおりです。

【保育料の階層決定と市町村民税額の関係】

保育料の階層(月別)	基礎となる市町村民税額
平成 28 年 9 月～平成 29 年 8 月	平成 28 年度市町村民税額
平成 29 年 9 月～平成 30 年 8 月	平成 29 年度市町村民税額

平成 29 年 1 月 2 日以降に大阪市外より転入された方については、大阪市の課税台帳により市町村民税額が確認できないため、保護者それぞれの転入前の市町村で発行される課税証明書をご提出いただきます。

なお市町村民税額の変更に伴い、9 月分以降の保育料に変更がある方については、8 月下旬頃に保育料の変更決定通知を送付します。

ホームページに保育料の試算方法を掲載しております（<http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000375347.html>）

(2) 保育料の仮決定について

市町村民税額の情報が本市において把握できない場合について、別途課税に関する資料の提出が必要となります。資料の提出が遅れた場合、保育料金額表における最高階層である第 23 階層として仮決定がなされることがありますのでご注意ください。

仮決定後に課税に関する資料の提出があり、なおかつ決定内容に変更がある場合は、さかのぼって保育料の変更決定を行います。

(例) 0～2 歳児の場合 (2・3号認定における保育標準時間)

第 23 階層 70,600 円

届け出が必要となることについて

次のような場合は、必ず区の保健福祉センターへ届け出てください。

- (1) 市町村民税が未申告であったが税の申告をしたとき
- (2) 婚姻・離婚等により扶養義務者に変更があったとき
- (3) 世帯状況に変更があったとき（扶養する子ども等が増えた、世帯員が転出した等）
- (4) 支給認定証に記載の認定有効期間中に認定こども園を退園される時
- (5) さかのぼって市町村民税額に変更（減免・増額）があったとき
- (6) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの障がい者手帳を取得、廃止されたとき
- (7) 生活保護の支給を開始、停止、廃止されたとき
- (8) 罹災などの不測の事態により保育料が支払困難になったとき
- (9) その他、支給認定変更を希望するとき

平成29年度 大阪市保育料金額表 1号認定 (教育標準時間認定)

(月額、単位：円)

階層区分	子どもが属する世帯の状況		3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0
第2	同一世帯の保護者等全員の平成29年度分(平成29年4月から8月までの間にあっては平成28年度分)の市町村民税が非課税である世帯	左記の世帯のうちひとり親世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯(以下「ひとり親世帯等」)	0	0
		左記のうち上記以外の世帯	1,500 (0)	0
第3	同一世帯の保護者等全員の平成29年度(平成29年4月から8月までの間にあっては平成28年度分)の市町村民税が課税されている算定対象保護者等全員の市町村民税の所得割が非課税である世帯	ひとり親世帯等	0	0
		左記のうち上記以外の世帯	3,000 (0)	0
第4	同一世帯の保護者等全員の平成29年度分(平成29年4月から8月までの間にあっては平成28年度分)の市町村民税の所得割の額の合計額が右欄の範囲内の世帯	46,000円未満	ひとり親世帯等 1,700 (0)	0
左記のうち上記以外の世帯		7,500 (3,750)	0	
第5		46,000円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等 2,000 (0)	0
左記のうち上記以外の世帯		9,100 (4,550)	0	
第6		48,600円以上 50,000円未満	ひとり親世帯等 2,200 (0)	0
左記のうち上記以外の世帯		10,200 (5,100)	0	
第7		50,000円以上 54,000円未満	ひとり親世帯等 2,400 (0)	0
左記のうち上記以外の世帯		10,800 (5,400)	0	
第8		54,000円以上 59,000円未満	ひとり親世帯等 2,700 (0)	0
左記のうち上記以外の世帯		11,800 (5,900)	0	
第9		59,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等 3,000 (0)	0
左記のうち上記以外の世帯		12,700 (6,350)	0	
第10		77,101円以上 79,000円未満	15,800 (7,900)	0
第11		79,000円以上 97,000円未満	16,400 (8,200)	0
第12		97,000円以上 115,000円未満	17,100 (8,550)	0
第13		115,000円以上 133,000円未満	17,800 (8,900)	0
第14		133,000円以上 169,000円未満	18,700 (9,200)	0
第15		169,000円以上 211,201円未満	18,700 (9,200)	0
第16		211,201円以上 217,000円未満	19,600 (9,800)	0
第17		217,000円以上 256,000円未満	20,000 (10,000)	0
第18		256,000円以上 301,000円未満	20,500 (10,250)	0
第19		301,000円以上 358,000円未満	21,100 (10,550)	0
第20		358,000円以上 397,000円未満	21,200 (10,600)	0
第21	397,000円以上 432,901円未満	21,200 (10,600)	0	
第22	432,901円以上 536,000円未満	22,200 (11,100)	0	
第23	536,000円以上	22,200 (11,100)	0	

平成29年度 大阪市保育料金額表 2・3号認定(保育認定)

(月額、単位：円)

階層区分	子どもが属する世帯の状況		保育標準時間認定			保育短時間認定		
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0	0	0
第2	同一世帯の保護者等全員の平成29年度分(平成29年4月から8月までの間にあっては平成28年度分)の市町村民税が非課税である世帯	左記の世帯のうちひとり親世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯(以下「ひとり親世帯等」)	0	0	0	0	0	0
		左記のうち上記以外の世帯	2,000 (0)	1,500 (0)	700 (0)	2,000 (0)	1,500 (0)	700 (0)
第3	同一世帯の保護者等全員の平成29年度分(平成29年4月から8月までの間にあっては平成28年度分)の市町村民税が課税されている算定対象保護者等全員の市町村民税の所得割が非課税である世帯	ひとり親世帯等	2,000 (0)	1,500 (0)	700 (0)	2,000 (0)	1,500 (0)	700 (0)
		左記のうち上記以外の世帯	8,100 (4,050)	7,000 (3,500)	3,200 (1,600)	8,000 (4,000)	6,900 (3,450)	3,100 (1,550)
第4	46,000円未満	ひとり親世帯等	3,500 (0)	2,000 (0)	1,000 (0)	3,500 (0)	2,000 (0)	1,000 (0)
		左記のうち上記以外の世帯	10,100 (5,050)	9,100 (4,550)	4,200 (2,100)	10,000 (5,000)	9,000 (4,500)	4,100 (2,050)
第5	46,000円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,000 (0)	2,500 (0)	1,200 (0)	5,000 (0)	2,500 (0)	1,200 (0)
		左記のうち上記以外の世帯	11,800 (5,900)	10,400 (5,200)	4,800 (2,400)	11,700 (5,850)	10,300 (5,150)	4,700 (2,350)
第6	48,600円以上 50,000円未満	ひとり親世帯等	6,000 (0)	3,000 (0)	1,500 (0)	6,000 (0)	3,000 (0)	1,500 (0)
		左記のうち上記以外の世帯	14,000 (7,000)	13,500 (6,750)	5,500 (2,750)	13,800 (6,900)	13,300 (6,650)	5,300 (2,650)
第7	50,000円以上 54,000円未満	ひとり親世帯等	7,000 (0)	4,000 (0)	2,000 (0)	7,000 (0)	4,000 (0)	2,000 (0)
		左記のうち上記以外の世帯	15,700 (7,850)	15,200 (7,600)	6,200 (3,100)	15,500 (7,750)	15,000 (7,500)	6,000 (3,000)
第8	8A 54,000円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	8,000 (0)	5,000 (0)	2,500 (0)	8,000 (0)	5,000 (0)	2,500 (0)
		左記のうち上記以外の世帯	18,300 (9,150)	17,500 (8,750)	7,100 (3,550)	18,100 (9,050)	17,300 (8,650)	6,900 (3,450)
第9	8B 57,700円以上 59,000円未満	ひとり親世帯等	8,000 (0)	5,000 (0)	2,500 (0)	8,000 (0)	5,000 (0)	2,500 (0)
		左記のうち上記以外の世帯	18,300 (9,150)	17,500 (8,750)	7,100 (3,550)	18,100 (9,050)	17,300 (8,650)	6,900 (3,450)
第10	59,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000 (0)	6,000 (0)	3,000 (0)	9,000 (0)	6,000 (0)	3,000 (0)
		左記のうち上記以外の世帯	21,500 (10,750)	19,700 (9,850)	7,900 (3,950)	21,300 (10,650)	19,500 (9,750)	7,700 (3,850)
第11	同一世帯の保護者等全員の平成29年度分(平成29年4月から8月までの間にあっては平成28年度分)の市町村民税の所得割の額の合計額が右欄の範囲内の世帯		21,500 (10,750)	19,700 (9,850)	8,700 (4,350)	21,300 (10,650)	19,500 (9,750)	8,100 (4,050)
第12	79,000円以上 97,000円未満		24,900 (12,450)	23,500 (11,750)	9,500 (4,750)	24,700 (12,350)	23,300 (11,650)	8,500 (4,250)
第13	97,000円以上 115,000円未満		28,300 (14,150)	24,600 (12,300)	10,300 (5,150)	27,900 (13,950)	24,200 (12,100)	9,000 (4,500)
第14	115,000円以上 133,000円未満		32,700 (16,350)	26,900 (13,450)	11,100 (5,550)	32,300 (16,150)	26,500 (13,250)	9,700 (4,850)
第15	133,000円以上 169,000円未満		39,400 (19,700)	31,000 (15,500)	12,600 (6,300)	39,000 (19,500)	30,600 (15,300)	9,900 (4,950)
第16	169,000円以上 211,201円未満		45,100 (22,550)	32,700 (16,350)	12,900 (6,450)	44,500 (22,250)	32,100 (16,050)	10,100 (5,050)
第17	211,201円以上 217,000円未満		45,100 (22,550)	32,700 (16,350)	13,300 (6,650)	44,500 (22,250)	32,100 (16,050)	10,300 (5,150)
第18	217,000円以上 256,000円未満		50,700 (25,350)	36,300 (18,150)	13,700 (6,850)	50,100 (25,050)	34,100 (17,050)	10,800 (5,400)
第19	256,000円以上 301,000円未満		53,000 (26,500)	36,800 (18,400)	13,700 (6,850)	52,400 (26,200)	34,100 (17,050)	10,800 (5,400)
第20	301,000円以上 358,000円未満		59,200 (29,600)	36,800 (18,400)	13,700 (6,850)	58,600 (29,300)	34,100 (17,050)	10,800 (5,400)
第21	358,000円以上 397,000円未満		61,700 (30,850)	36,800 (18,400)	13,700 (6,850)	61,100 (30,550)	34,100 (17,050)	10,800 (5,400)
第22	397,000円以上 432,901円未満		65,900 (32,950)	36,800 (18,400)	13,700 (6,850)	65,300 (32,650)	34,100 (17,050)	10,800 (5,400)
第23	432,901円以上 536,000円未満		65,900 (32,950)	36,800 (18,400)	13,700 (6,850)	65,300 (32,650)	34,100 (17,050)	10,800 (5,400)
第24	536,000円以上		70,600 (35,300)	36,800 (18,400)	13,700 (6,850)	70,000 (35,000)	34,100 (17,050)	10,800 (5,400)

別表（注）

- 1 保護者等とは、子どもと同一の世帯に属し、生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（当該世帯において最大の収入を得ているものに限り、）をいいます。
ただし、当該世帯の生計が父母の収入によって成り立っていると認められる場合、父母以外の扶養義務者で当該世帯において最大の収入を得ているものの収入が当該世帯の生計を維持するに足るものではないと認められる場合は、父母以外の扶養義務者は含めません。
- 2 市町村民税の所得割は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除を行う前の額を用いるものとします。
- 3 他市からの転入者で課税資料を提出されていない方や税申告をされていない方など課税状況が判明しない場合は、課税状況が判明するまでの間は、第 23 階層とします。
- 4 3歳未満児、3歳児、4歳以上児の区分は、平成 29 年 4 月 1 日における年齢によるものとします。
- 5 年長順で 1 人目にあたる子どもの保育料には保育料金額表の上段の金額が、2 人目の子どもの保育料は下段の（ ）内の金額が適用され、3 人目以降の子どもの保育料は無料となります。きょうだいの数え方は 5 ページを参照してください。
- 6 ひとり親世帯とは、保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者が現に児童を扶養しているものの世帯をいいます。
- 7 在宅障がい児（者）のいる世帯とは、次に掲げる児（者）が現に在宅している世帯をいいます。
身体障害者手帳の交付を受けた者
療育手帳の交付を受けた者
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
特別児童扶養手当の支給対象児
国民年金の障害基礎年金等の受給者

きょうだい等がいる場合の保育料軽減（多子軽減）

1号認定の方は同一世帯に小学校3年生までの子ども（小学校就学前の子どもについては教育・保育施設等（注1）を利用している場合に限り、）2・3号認定の方は小学校就学前の子どもが2人以上教育・保育施設等を利用している場合は、年長順で1人目の子どもの保育料は保育料金額表の上段の金額が、2人目の子どもの保育料は下段の（ ）内の金額が適用され、3人目以降の子どもは無料となります。

また1号認定の方は第2階層～第9階層、2・3号認定の方は第2階層～第8A階層（ひとり親世帯等は第9階層）までの世帯については教育・保育施設等の利用の有無、年齢にかかわらず、生計を一にする（注2）きょうだい等を保育料の多子軽減の算定対象とします。

【1号認定の多子軽減の対象となる子どもの数え方】 4歳児、5歳児は幼児教育の無償化により保育料は0円となります。

	例 1			例 2		
	世帯状況	第 9 階層までの世帯の場合	第 10 階層以降の世帯の場合	世帯状況	第 9 階層までの世帯の場合	第 10 階層以降の世帯の場合
第 1 子	小学校 4 年生	1 人目	対象外	高校 2 年生	1 人目	対象外
第 2 子	4 歳児	2 人目適用	1 人目適用	小学校 3 年生	2 人目	1 人目
第 3 子	3 歳児	3 人目適用	2 人目適用	3 歳児	3 人目適用	2 人目適用

【2・3号認定の多子軽減の対象となる子どもの数え方】 ひとり親世帯等は第9階層まで多子軽減の算定対象となります。

	例 1			例 2		
	世帯状況	第 8A 階層までの世帯の場合	第 8B 階層以降の世帯の場合	世帯状況	第 8A 階層までの世帯の場合	第 8B 階層以降の世帯の場合
第 1 子	小学校 3 年生	1 人目	対象外	高校 2 年生	1 人目	対象外
第 2 子	4 歳児	2 人目適用	1 人目	小学校 3 年生	2 人目	対象外
第 3 子	3 歳児	3 人目適用	2 人目適用	3 歳児	3 人目適用	1 人目

（注 1） 教育・保育施設等とは...

認定こども園、保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援・医療型児童発達支援、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業です。

（注 2） 生計を一にするとは

生計を一にするとは、必ずしも同居を要件とするものではありません。現にご一緒にお住まいである場合のほか、児童手当の支給対象となる子ども、税法上の扶養親族、健康保険の被扶養者などは生計を一にするものとみなします。

また勤務、就学、療養等によりご一緒に住んでいない場合でも、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費などの送金をしている場合は生計を一にするものとみなすことがあります。

ひとり親世帯等（ひとり親、在宅障がい児（者）世帯等）の負担軽減

1号認定の方は第2階層～第3階層、2・3号認定の方は第2階層にあたるひとり親世帯等については、保育料が無料となります。

またすべての支給認定の区分の第9階層までのひとり親世帯等について、平成28年度は1人目の子どもについては半額、2人目以降の子どもについては無料でしたが、平成29年度からは1人目の子どもの保育料が階層区分に応じてさらに軽減されます。

なお1号認定の方は保育料金額表の第4階層～第9階層、2・3号認定の方は第3階層～第9階層までのひとり親世帯等については、多子軽減における年齢制限が撤廃され、かつ、ひとり親世帯等の軽減が適用されます。

（例）1人目大学1年生、2人目認定こども園在園（第9階層のひとり親世帯等） 保育料は無料となります。

第10階層～第23階層については、ひとり親世帯等の軽減はありません。

未婚のひとり親への保育料の軽減

軽減を適用するには毎年手続きが必要となります。

市町村民税において、死別・離婚によるひとり親は寡婦（夫）控除等の対象となる一方で、未婚のひとり親は寡婦（夫）控除等の対象外となっており、同じ所得額であっても保育料に差が生じることとなります。

大阪市では、手続きをいただくことで、未婚のひとり親の方に対しても、寡婦（夫）に該当するものとみなして、保育料を軽減して適用します。

対象者 婚姻によらないで母（父）となり、その後現在も婚姻をしておらず、園児を扶養している方
ただし、次のいずれかに該当する方は対象外とします。

事実上、婚姻と同様の関係の状態にある者がいる方

前年の所得の額が、児童扶養手当の一部支給の所得制限額以上である方（全部支給停止者）

手続き 利用されている認定こども園のある区の保健福祉センターに、次の～の書類をご提出ください。

利用者負担額（保育料）減額または免除申請書

次のいずれかの書類

・児童扶養手当証書（写）又は児童扶養手当支給停止通知書

・申請者及び当該保育を受ける児童の戸籍個人事項証明書

実費徴収にかかる補足給付事業

受付は各区保健福祉センターではできませんのでご了承ください。

「実費徴収に係る補足給付事業」とは、本市の定める保育料とは別に、各施設が徴収する費用（日用品・文房具の購入費用、遠足等の行事への参加費など）について、生活保護世帯（保育料金額表における第1階層に該当する世帯）を対象に費用の一部を給付する事業です。

この事業を利用するためには、大阪市へ申請（申し込み）が必要です。

補足給付限度額

【1号認定】

子ども一人あたり 月額4,500円（年額54,000円）

【2・3号認定】

子ども一人あたり 月額2,500円（年額30,000円）

提出書類

大阪市実費徴収に係る補足給付費交付認定申請書

提出先およびお問い合わせ

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所2階

「大阪市こども青少年局保育企画課（補足給付）」宛て

お問い合わせ：06-6208-8031

その他の保育料の軽減

次の場合は、区の保健福祉センターに手続きをすることで、保育料が軽減されることがあります。

詳しくは区の保健福祉センターまでお問い合わせください。

- ・市町村民税の減免を受けた場合
- ・扶養義務者が減少した場合
- ・その他、生活保護の受給開始、罹災など不測の事態により保育料の支払が困難になった場合など

世帯状況に変更があったら必ず届け出をお願いします

本市では申請書等の届け出の内容により世帯状況を把握しております

市町村民税額に変更があったり、月途中で退園をするなど、申請内容と世帯状況等に変更があった場合は在園されている認定こども園を通じて、必ず区の保健福祉センターまで届け出を行ってください。

区の保健福祉センターへの届け出が遅れたり、届け出がない場合、正しい保育料が請求されなかったり、退園をしていても保育料が請求されることがあります。（過去にさかのぼって世帯状況等の変更が確認され、保育料に変更が生じる場合は、さかのぼって請求される可能性がありますのでご了承ください。）

お願い